

業務委託契約書(案)

- 1 業務の名称 令和6年度特定廃棄物埋立処分事業に係るモニタリング業務
- 2 委託期間 令和6年____月____日から令和7年3月31日まで
- 3 委託料 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(税率計10%)の額
金_____円)

上記業務について、委託者 福島県を甲とし、受託者_____を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別紙の仕様書に従い、契約書に記載されている委託業務を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されないもので必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。
- 3 その他軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(契約保証金) (注:乙の契約保証金免除資格の有無により条文が異なる。)

(契約保証金が免除となる場合)

- 第2条 甲は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第229条第1項第__号の規定により乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。
- (契約保証金が免除とならない場合)
- 第2条 契約保証金は金_____円とする。

(権利義務譲渡及び再委託の禁止)

- 第3条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(主任技術者)

- 第4条 乙は、委託業務を主として担当する職員(以下「主任技術者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を書面で甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

(委託業務の内容の変更)

- 第5条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議してこれを定める。
- 3 消費税法等の改正等により消費税率に変動が生じた場合は、相当額を加減した額を契約金額に変更する。

(乙の請求による履行期限の延長)

- 第6条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

- 第7条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のために

生じた必要な経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のため生じた経費は、甲が負担するものとし、その金額は甲乙協議して定める。

(委託業務の着手及び検査、引渡し)

第8条 乙は、委託業務に着手したときは、甲に対し遅滞なく業務着手届を提出しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく業務完了報告書に成果品及びその目録を添えて提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査をしなければならない。
- 4 前項の検査の結果不合格となり、成果品について訂正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該の訂正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 5 乙は、前項の規定により命ぜられた訂正を完了したときは、甲へ訂正完了の届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第3項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条第3項又は第5項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときには、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び損害金等)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期間まで委託業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は、乙から損害金を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項の損害金は、当初の履行期限（第5条第1項及び第6条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は、甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項の損害金及び前項の遅延利息の額の計算につき、第3項及び第4項の規定に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

五 前号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって、契約の目的を達することができないと甲が認める場合。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対して違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 に相当する金額を請求することができる。

また、契約解除により、甲に損害が生じた場合、乙に対して甲が算定する損害額を請求することができる。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除されたとき。

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなすものとする。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく委託期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の委託期間が満了する日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があつたときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、

甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償額の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(損害金等の相殺)

第14条 この契約に基づく損害金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを委託料と相殺し、なお不足が生ずるときは更に追徴することができる。

(報告の徴収等)

第15条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行について調査し又は報告を求めることができる。

2 乙は、甲から業務の履行について調査、報告の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(機密の保持)

第16条 乙は、本件の業務上知り得た委託業務の内容を、本契約期間はもとより、本契約終了後もいっさい第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(著作権の帰属)

第18条 乙は、この契約に基づき作成した成果物（以下「成果物」という。）の著作権を著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、甲に無償譲渡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成果物中にこの契約前から乙が著作権を有するもの（以下「乙著作物」という。）が含まれている場合は、乙著作物の著作権は甲に譲渡されないものとする。

3 乙は、成果物に関する著作者人格権行使しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年____月____日

委託者
(甲) 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事 内堀 雅雄

受託者
(乙) _____
(住所)

(名称)

(代表者名)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関する必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない

い。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和6年度特定廃棄物埋立処分事業に係るモニタリング業務仕様書

第1 業務の目的

国が実施する特定廃棄物埋立処分事業（旧フクシマエコテッククリーンセンター及びクリーンセンターふたば）に関して、当該施設や周辺の環境モニタリングを実施することにより、当該事業の安全性を確認することを目的とする。

第2 業務の内容

本業務は、発注者（以下、「甲」という。）と適宜調整し、以下の業務を行うものとする。
なお、関係法令等に基づき必要な手続きが生じる場合は、当該手続きは受注者（以下、「乙」という。）が責任をもって行うものとする。

1 調査

別紙1に示す方法に従い、別紙2について調査を行うこと。

調査の実施に際しては、日程、調査地点及びサンプリング・分析の具体的な方法及び定量下限値並びに各種報告様式等について、甲の指示に従うこと。

調査結果は、確定した時点で速報として甲へ調査後1か月以内にメール等にて提出すること。

打合せ、事前現場確認、調査及び報告にあたっては、関連する以下の基準等を参考にすること。

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年 環境省令第33号)

○廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月 第2版環境省)

○放射能測定法シリーズ(原子力規制庁又は文部科学省)

○大気中放射性物質のモニタリングに関する技術参考資料(平成15年 文部科学省)

○管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定書(平成27年6月 福島県・富岡町・楢葉町・環境省)

○クリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書(令和3年2月 福島県・大熊町・双葉地方広域市町村圏組合・環境省)

○その他関連する基準等

2 報告書の作成等

業務完了後に提出する報告書は以下の項目とする。

- (1) 各調査結果(報告様式等は甲の指示に従うこと)
- (2) 試料採取等の記録及び測定現場で撮影した写真
- (3) 分析結果報告書、計算書等

(4) 甲の承認を得た協議録（甲と協議を行った場合）

第3 業務履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

第4 留意事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1 作業については、以下の規則等に準拠し、従事者の放射線防護・管理体制について十分考慮すること。
 - 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年 厚生労働省令152号）
 - 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年 基発第1222第6号）
 - 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の施行について」（平成23年 基発第1222第7号）
 - 電離放射線障害防止規則（昭和47年9月30日 労働省令第41号）
- 2 業務履行期間中に規則等が改正された場合は、甲と協議した上で、必要な事項を反映するよう検討すること。
- 3 本業務では、サンプリング及び測定作業において、帰還困難区域内等に立ち入ることとなるため、被ばく線量の測定、記録、汚染検査など帰還困難区域内等に係る放射線管理の手続きに従うこと。また、乙は、サンプリング及び測定等の作業者に対して、除染電離則又は電離則の各基準に基づいた被ばく線量の管理及び健康管理等を実施すること。
- 4 契約締結後、乙は、調査に必要な資機材や人員等を速やかに準備して遅滞なく対応できるようにすること。
- 5 調査時期は甲と協議のうえ詳細を決定すること。
- 6 各調査項目において、気温、水温、色度などの項目は、乙の負担にて同時に測定すること。
- 7 調査に必要な資材、機材及び電源等は、全て乙の負担とすること。
- 8 サンプリングに使用する容器は、その都度、甲が指定した規格の新品を用いることとし、その廃棄については乙が責任を以って法令等を遵守の上、廃棄を行うこと。
- 9 甲が示す検体を保管するため、3m³程度の場所を予め確保し、採取した検体は再検査を

想定した方法で保管しておくこと。なお、処分等については甲から改めて指示する。

- 10 当該埋立処分施設内外におけるサンプリング及び測定作業中の安全確保については、着手前に甲に安全対策に関する計画書（実施体制図、緊急時連絡網を含む。）を提出し、承認を得て、安全に作業を行うこと。
- 11 調査中、事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、指示を仰ぐこと。
- 12 調査の実施にあたって、特定廃棄物埋立処分事業に支障のないように行うとともに、各事業に係る設備等を破損又は汚損しないように行うこと。また、安全確保上必要な事項については、施設の設置者及び管理者の指示に従うこと。なお、万が一、破損又は汚損した場合には、乙の責任において原状回復すること。
- 13 当該埋立処分施設敷地境界での調査について、甲の指定する場所において実施するとともに、必要に応じ、所轄機関に対し、道路使用許可申請、道路占用許可申請を行うこと。
また、円滑かつ確実な測定のため、設置機材に対し測定を阻害する要因（いたずら、気象等）への対策や盜難防止対策を講じること。
- 14 地権者及び地域住民に対しては真摯に対応すること。また、本調査に瑕疵があったため他人に損害を生じさせたときは、適切に対応すること。
- 15 乙は、除染電離則に基づき、特定線量下業務又は除染等業務に従事する作業員について、安全講習会、電離放射線健康診断及び一般健康診断、セルフスクリーニングの実施、放射線管理手帳の発行等の必要な措置を行うこと。
- 16 乙は、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン第8の2(3)の規定に基づき、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に参加すること。

第5 成果物

紙媒体：報告書 1部（A4版）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R等）1式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課

第6 その他

乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(別添)

1 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：Microsoft 社 Word
 - ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
 - ・画像：JPEG 形式
- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては甲の指示に従うこと。

2 その他

成果物納入後に乙側の責めによる不備が発見された場合には、乙は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

1 空間線量率

(1) 法令等

「環境大臣が定める放射線の量の測定方法」（平成 23 年 12 月 28 日環境省告示第 110 号）

「放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月 環境省）

「放射線測定に関するガイドライン」（平成 23 年 10 月 文部科学省）

(2) 調査方法

ア 測定器の選定

エネルギー補償型 NaI(Tl) シンチレーションサーベイメータを用いる。

イ 測定方法

- ・測定前にバックグラウンド計数値の測定を行い、装置に異常・故障がないことを確認する。
- ・測定高さは地上 1 m とする。
- ・検出器は地面と水平とし、なるべく体から離す。
- ・検出器は汚染防止の為、ビニール袋等で覆う。
- ・空間線量率測定時の時定数は 10 秒とし、時定数の 3 倍以上の時間が経過した後、指示値が安定するのを待って時定数の時間間隔で 5 回指示値を読み取る。
- ・読み取った 5 回の指示値の平均値に校正定数を乗じて測定結果とする。
- ・測定器の指示値が振り切れる場合はレンジを切り替えて測定し、最大レンジでも振り切れた場合にはそのレンジの最大値以上として読み取るか、他の機種の測定器を用いて測定する。

(3) データの記録

空間線量率のデータ記録に使用する様式の例を別表 1 に示す。

2 大気（大気浮遊じん）

(1) 法令等

「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 別表第 2」（平成 12 年科学技術庁告示第 5 号）

「放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月 環境省）

「放射能測定法シリーズ 16（環境試料採取法）」（文部科学省）

「放射能測定法シリーズ 36（大気中放射性物質測定法）」（令和 4 年 6 月原子力規制庁）

(2) 調査方法

ア 採取方法

ハイボリュームエアサンプラーを使用（吸引口地上 1 m）し、毎分 500 L で 30 分吸引する。浮遊じん量が多い場合は、途中でろ紙を交換する。

イ 採取時の測定項目

採取前後に、採取地点の気象データ（気温、風向・風速）及び空間線量率を測定する。

ウ 分析方法

大気浮遊じん中の放射能濃度は、高純度ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーにより測定する。対象核種は、セシウム 134 及びセシウム 137 とする。

検出下限値の目安は、5 mBq/m³ とする。

(3) データの記録

大気（大気浮遊じん）中の採取記録に使用する様式の例を別表 2 に示す。

3 地下水

(1) 法令等

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）

「放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月 環境省）
「放射能測定法シリーズ 24（緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理方法）」（原子力規制庁）

(2) 採取方法

バケツ、ステンレス製ひしゃく、採水器等を用いて、容器（ポリビン、ガラスビン等）に採水する。

採水後、試料水で 2、3 回共洗いした試料容器（2L ポリエチレン広口規格瓶（内蓋付き））に瓶の首まで採水し、内蓋をしっかりと閉めること。

※予備を含め 4L 採水すること。ただし、4L 採水できない場合は 2L 採水すること。

(3) 分析方法

2L マリネリ容器に試料を充填し、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。対象核種は、セシウム 134 及びセシウム 137 とし、検出下限値の目安を 1Bq/L とする。また、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出（1Bq/L 以下であった場合も含む）された場合、孔径 0.45μm のメンブレンフィルターでろ過したろ液についても測定し、溶存態と懸濁態の放射性セシウム濃度を測定する。

(4) データの記録

採取記録に使用する様式の例を別表 3 に示す。

4 放流水、浸出水原水、処理水

(1) 法令等

「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 別表第 2」（平成 12 年 科学技術庁告示第 5 号）

「放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月 環境省）

「放射能測定法シリーズ 24（緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理方法）」（原子力規制庁）

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

(2) 採取方法

バケツ、ステンレス製ひしゃく等を用いて、採取容器（ポリビン、ガラスビン等）に採取する。

放射能濃度の調査については、試料水で 2、3 回共洗いした試料容器（2L ポリエチレン広口規格瓶（内蓋付き））に瓶の首まで採水し、内蓋をしっかりと閉めること。

※予備を含め 4L 採水すること。ただし、4L 採水できない場合は 2L 採水すること。

生活環境項目及び有害物質等の調査については、表 1 のとおり。

(3) 分析方法

2L マリネリ容器に試料を充填し、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。対象核種は、セシウム 134 及びセシウム 137 とし、検出下限値の目安を 1Bq/L とする。また、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出（1Bq/L 以下であった場合も含む）された場合、孔径 0.45μm のメンブレンフィルターでろ過したろ液についても測定し、溶存態と懸濁態の放射性セシウム濃度を測定する。

(4) データの記録

浸出水原水、処理水及び放流水中の採取記録に使用する様式の例を別表 4 に示す。

5 河川水質

(1) 法令等

「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 別表第 2」（平成 12 年 科学技術庁告示第 5 号）

「放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成 25 年 3 月 環境省）

「放射能測定法シリーズ 24（緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理方法）」（原子力規制庁）

「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日付け環水管第 30 号、環境庁水質保全局長通知）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

（2）採取方法

採水は「水質調査方法」に準拠して行い、採水日前において、比較的晴天が続き水質の安定している日を選ぶものとする。

採水部位は、原則として流心部の表層水を採水するものとするが、河川合流点下流又は汚水流入点下流などであって、偏流の著しい場合は 2 点以上で採水し、それらを等量混合して 1 様本とする。

採水はバケツ、ステンレス製ひしやく等を用いて、採取容器（ポリビン等）に採取する。採水時には、表 2 に示す項目について測定する。

（3）分析方法

対象核種は、セシウム 134 及びセシウム 137 とし、検出下限値の目安は 1 Bq/L とする。

また、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出（1 Bq/L 以下であった場合も含む）された場合、孔径 0.45μm のメンブレンフィルターでろ過したろ液についても測定し、溶存態と懸濁態の放射性セシウム濃度を測定する。

（4）データの記録

河川水中の採取記録に使用する様式の例を別表 5 に示す。

6 河川底質

（1）法令等

「底質調査方法」（平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発 120725002 号、環境省水・大気環境局長通知）

「環境試料採取法」（昭和 58 年 文部科学省）

「放射能測定法シリーズ 7（ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー）」（文部科学省）

「放射能測定法シリーズ 24（緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理方法）」（原子力規制庁）

（2）調査方法

ア 試料の採取方法

採泥は「底質調査方法」に準拠して行い、エクマンバージ型採泥器またはこれに準ずる採泥器によって、原則、底質表面から 10cm 程度の底質を 3 回以上採取し、それらを混合して試料とする。

イ 分析方法

風乾により水分を除去し、試料を十分混合した後、U 8 容器に充填し、高純度ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーにより、湿重量当たりの放射能濃度を測定する。

また、測定試料の含水率を測定する。得られた含水率と湿重量放射能濃度から、乾土重量当たりの放射能濃度を算出する。

対象核種は、セシウム 134 及びセシウム 137 とし、検出下限値の目安は 1 ~ 5 Bq/kg とする。

なお、必要に応じて、他の γ 線放出核種も対象とする。

（3）データの記録

河川底質の採取記録に使用する様式の例を別表 5 に示す。

表 1 試料採水用具等

項目	採水容器	1 検体 あたりの 採水本数	採水時の注意事項		
			共 洗 い	満 水	その他
カドミウム及びその化 合物	2L ポリ瓶(重金属用)1)	2 本	○	○	
ジン化合物	1L ポリ瓶(CN 用)	1 本	○	○	採水後、NaOH で検体のアルカリ固定を行うこ と。
有機燐化合物	250mL 褐色ガラス瓶(0-P 用)	1 本	○	○	
鉛及びその化合物	2L ポリ瓶(重金属用)1)	Cd 瓶と共 用	○	○	
六価クロム化合物					
砒素及びその化 合物					
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合 物					
アルキル水銀化合物					
ポリ塩化ビフェニル	1 L 褐色ガラス瓶 (PCB 用)	1 本	×	×	共洗いせずに瓶の首まで採水し、輸送中の破 損を防ぐため満水にはしない。
トリクロロエチレン	100m 褐色ガラス瓶(VOC 用)2)	3 本	○	○	泡立たないよう静かに採水し、空気が残らな いよう密栓する。
テトラクロロエチレン					
ジクロロメタン					
四塩化炭素					
1, 2-ジクロロエタン					
1, 1-ジクロロエチレン					
シス-1, 2-ジクロロエチレン					
1, 1, 1-トリクロロエタン					
1, 1, 2-トリクロロエタン					
1, 3-ジクロロブロヘン					
チウラム	1 L 褐色ガラス瓶 (農薬 用)	2 本	○	×	採水は、瓶の首までとし、輸送中の破損を防ぐ ため満水にはしない。
シマジン					
チオヘンカルブ					
ベンゼン	100mL 褐色ガラス瓶(VOC 用)2)	トリクロロエチレン 瓶と共に	○	○	泡立たないよう静かに採水し、空気が残らな いよう密栓する。
セレン及びその化合物	2L ポリ瓶(重金属用)1)	Cd 瓶と共 用	○	○	
水素イオン濃度 (pH)	2L ポリ瓶 3)	1 本	○	○	
生物化学的酸素要 求量	1L ポリ瓶(BOD 用)	1 本	○	○	可能な限り滅菌前の水を採水する。採水ラベ ル及び依頼書に滅菌の有無を記入すること。
化学的酸素要求量	2L ポリ瓶 3)	pH 瓶と共 用	○	○	
浮遊物質量			○	○	
ふつ素及びその化 合物	1L ポリ瓶 4)	1 本	○	○	

ほう素及びその化合物	2L ポリ瓶(重金属用)1)	Cd 瓶と共に用	○	○	
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L ポリ瓶 4)	ふつ素瓶と共に用	○	○	
1,4-ジオキサン	250mL 褐色ガラス瓶	3 本	○	○	泡立たないよう静かに採水し、空気が残らないよう密栓する。
ノルマルヘキサン抽出物質	2L 広口ガラス瓶	1 本	×	×	共洗いすることなく 1~1.2L の範囲に収まるように採水する。
フェノール類含有量	1 L ガラス瓶(フェノール用)	1 本	○	×	採水は、瓶の首までとし、輸送中の破損を防ぐため満水にはしない。
銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マグン含有量 クロム含有量	2L ポリ瓶(重金属用)1)	Cd 瓶と共に用	○	○	
放射性物質 (放射能濃度)	2L ポリエチレン広口規格瓶 (内蓋付き)	2 本	○	×	瓶の首まで採水し、内蓋をしっかりと閉めること。 地下水については、2 本採取できない場合は 1 本でも良い。

- 1) 重金属、ほう素分は、合わせて 2L ポリ瓶(重金属用) 2 本とする。
- 2) VOC 分は、合わせて 100mL ガラス瓶 3 本とする。
- 3) pH、COD、SS 分は合わせて 2L ポリ瓶 1 本とする。
- 4) ふつ素及びその化合物、並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物分は、合わせて 1L ポリ瓶 1 本とする。
- 5) 放射性物質以外の項目の採水方法及び瓶の前処理については表 1 の他、JIS K0094、JIS K0101 及び JIS K0102 を参考とすること。

※ 採水は、採水容器を検体で共洗いした後に行い、満水にして密栓することを基本とするが、個別の方法について上記「採水時の注意事項」に従うこと。また、採水後は検体を冷蔵の上運搬すること。

表 2 河川水の一般項目

	測定項目	分析方法	単位
一般項目	天候	目視による判定	-
	気温	日本産業規格（以下「JIS」と略す）K0102 7.1 ガラス製棒状温度計による方法	°C
	水温	JIS K0102 7.2 ガラス製棒状温度計による方法	°C
	採取位置	-	-
	流量	水質調査方法(昭和 46 年 9 月 30 日環水管第 30 号)の 4 の(1)のカに掲げる方法又は JIS K0094 8.4 に定める方法	m ³ /sec
	透視度	JIS K0102 9 透視度計による測定(全長 1m)	度(cm)
	外観(色)	JIS K 0102 8 目視法	-
	臭気	常温 嗅覚法	-

別表1 空間線量率の測定記録（様式の例）

施設の住所、施設名		住所： 施設名：						
空間線量率の測定年月日		年　　月　　日（　）			天候			
測定した機器のメーカー名、 形式名		メーカー名： 形式：						
測定者名								
校正定数				機器シリアル No.				
測定結果	単位：μSv/h							
測定地点	測定時刻	地面の 状態	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	平均
測定点①	時　分							
測定点②	時　分							
測定点③	時　分							
測定点④	時　分							
測定位置（図面や写真を添付）								
備考：地面の状態とは、土、アスファルト、芝生等をいう。								

別表2 大気（大気浮遊じん）中の採取記録（様式の例）

測定場所の住所、施設名	住所： 施設名：		
試料採取年月日	年 月 日 ()	天候	
試料採取時間等	時 分 ~ 時 分 開始時流量() L/min 終了時流量() L/min 積算流量() m ³		
試料採取者名			
風向風速	開始 風向 ()	風速 m/s	終了 風向 ()
試料採取位置（図面や写真を添付）			

別表3 地下水及び雨水中の採取記録（様式の例）

施設の所在地、施設名	所在地： 施設名：		
試料採取年月日	年　　月　　日（　）	天候	
採取時刻	時　　分	濁り	
気温（℃）		水温（℃）	
色相		透視度（cm）	
井戸の深さ	m（　浅井戸　・　深井戸　・　不明　）		
試料採取者名			
採取方法 (採取器具)			
採取容器			
試料採取位置（図面や写真を添付）			

別表4 浸出水原水、処理水及び放流水中の採取記録（様式の例）

施設名			
試料採取年月日	年　　月　　日（　）	天候	
試料採取者名			
試料採取位置	浸出水原水	処理水	放流水
採取時刻	時　　分	時　　分	時　　分
気温（℃）			
水温（℃）			
濁り			
色相			
透視度(cm)			
臭気			
BOD 検体の滅菌の有無	有　・　無	有　・　無	
試料採取方法 (採取器具)			
採取容器			
試料採取位置（図面や写真を添付）			

別表5 河川水質、底質の採取記録（様式の例）

河川の名称、地点名		名称： 地点名：				
試料採取年月日		年　　月　　日（　）		天候 (前日の天候)		(　　)
河 川 水	採取時刻	時　　分	臭氣			
	気温（℃）		水温（℃）			
	色相		透視度（cm）			
	濁り		採取位置	流心・中央・左岸・右岸		
	流況					
底 質	採取時刻	時　　分	臭氣			
	外観（性状・色相）		夾雜物等			
試料採取者名						
試料採取方法 (採取器具)						
採取容器						
試料採取位置（図面や写真を添付）						

令和6年度特定廃棄物埋立処分事業モニタリング項目

調査地点			1回目(4~6月頃)					2回目(7~9月頃)					3回目(10~12月頃)					4回目(1~3月頃)					備考	
			分析検体数・測定地点数					分析検体数・測定地点数					分析検体数・測定地点数					分析検体数・測定地点数						
施設	エリア	調査対象	空間線量率	放射能	有害物質等	ダイオキシン類	フッ素ホウ素	空間線量率	放射能	有害物質等	ダイオキシン類	フッ素ホウ素	空間線量率	放射能	有害物質等	ダイオキシン類	フッ素ホウ素	空間線量率	放射能	有害物質等	ダイオキシン類	フッ素ホウ素		
特定廃棄物埋立処分施設	施設周辺	空間	4										4											
特定廃棄物埋立処分施設	施設周辺	浮遊じん		2														2						
特定廃棄物埋立処分施設	排水処理施設	浸出水原水		1														1						
特定廃棄物埋立処分施設	排水処理施設	処理水		1														1						
特定廃棄物埋立処分施設	排水処理施設	放流水		1	1													1						
特定廃棄物埋立処分施設	施設内	地下水		1														1						
施設周辺河川	六反田川	水質		1				1										1			1			
施設周辺河川	六反田川	底質		1														1						
クリーンセンターふたば	施設周辺	空間	6						6									6					6	
クリーンセンターふたば	施設周辺	大気浮遊じん		3						3								3					3	
クリーンセンターふたば	排水処理施設	浸出水原水		1	1					1								1					1	
クリーンセンターふたば	排水処理施設	処理水		1	1	1				1								1					1	
クリーンセンターふたば	施設内	地下水		1	1					1								1	1				1	
クリーンセンターふたば	施設内	防災調整池放出水		1					1									1					1	
施設周辺河川	北沢川	水質		1				1					1				1				1		1	

10 16 4 1 2 6 8 0 0 1 10 16 1 0 2 6 8 0 0 1 1

検体数

空間線量率	放射能 (水質)	放射能 (底質)	放射能 (浮遊じん)	有害物質等 (処理水等)	有害物質等 (地下水)	ダイオキシン類	フッ素、 ほう素 (河川)
32	30	2	16	3	2	1	6

特定廃棄物埋立処分施設 処分場内



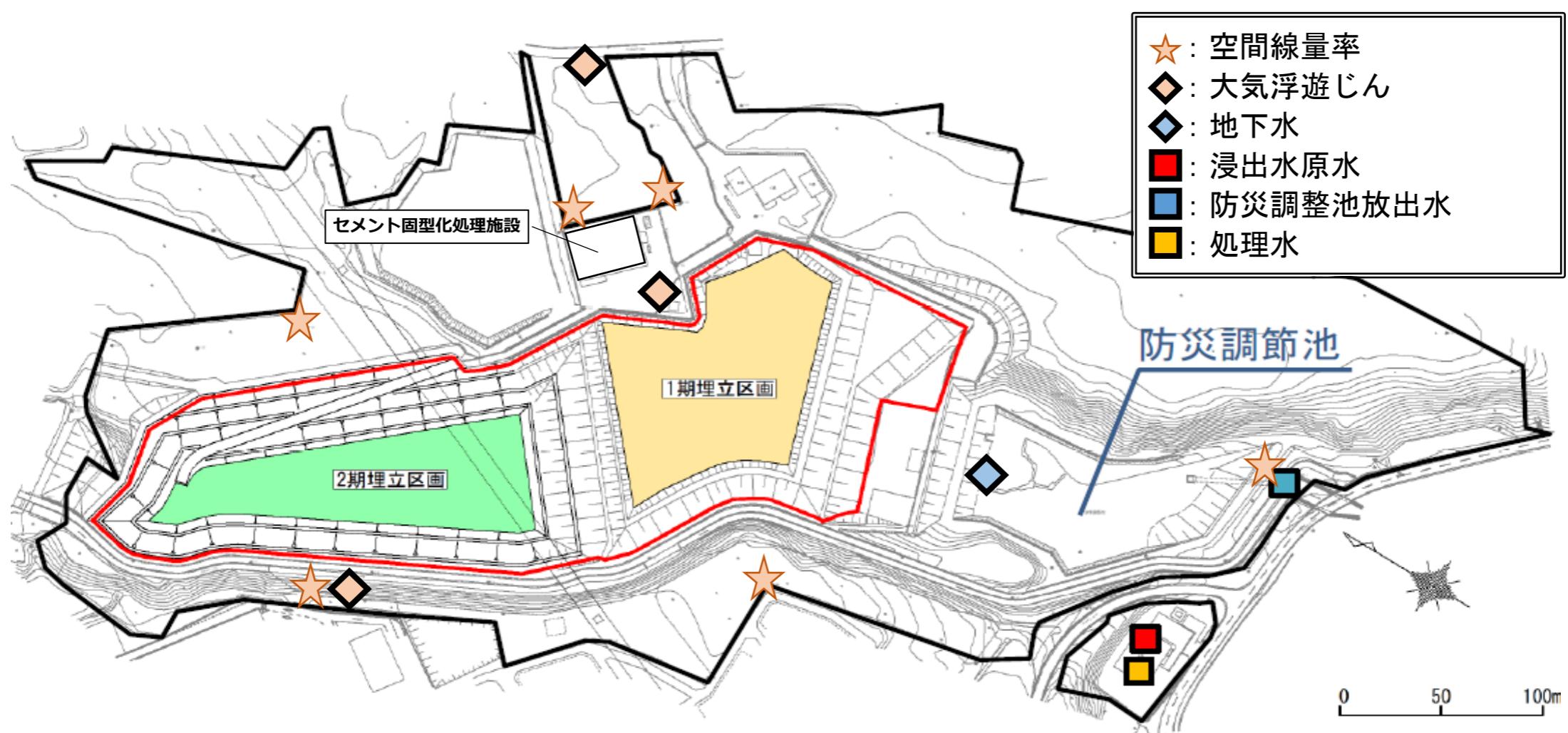
下流河川



出典: 国土地理院地図

クリーンセンターふたば

処分場内



下流河川



○浸出水原水、処理水、放流水

分析項目	分析方法	表示方法				
		単位	報告下限値	報告下限値未満の記載	有効数字の最大桁数	有効数字の最小の位
水素イオン濃度	環告第64号	—	—	—	—	小数点以下1桁
生物化学的酸素要求量	環告第64号	mg/L	0.5	<0.5	2桁	同1桁
化学的酸素要求量	環告第64号	mg/L	0.5	<0.5	2桁	同1桁
浮遊物質量	環告第64号	mg/L	1	<1	2桁	整数
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	環告第64号	mg/L	0.5	<0.5	2桁	小数点以下1桁
大腸菌群数	環告第64号	個/cm ³	0	—	2桁	整数
フェノール類含有量	環告第64号	mg/L	0.01	<0.01	2桁	小数点以下2桁
銅含有量	環告第64号	mg/L	0.01	<0.01	2桁	同2桁
亜鉛含有量	環告第64号	mg/L	0.01	<0.01	2桁	同2桁
溶解性鉄含有量	環告第64号	mg/L	0.1	<0.1	2桁	同1桁
溶解性マンガン含有量	環告第64号	mg/L	0.02	<0.02	2桁	同2桁
クロム含有量	環告第64号	mg/L	0.05	<0.05	2桁	同2桁
カドミウム及びその化合物	環告第64号	mg/L	0.003	<0.003	2桁	同3桁
シアン化合物	環告第64号	mg/L	0.1	<0.1	2桁	同1桁
有機燐化合物	環告第64号	mg/L	0.1	<0.1	2桁	同1桁
鉛及びその化合物	環告第64号	mg/L	0.05	<0.05	2桁	同2桁
六価クロム化合物	環告第64号	mg/L	0.02	<0.02	2桁	同2桁
砒素及びその化合物	環告第64号	mg/L	0.01	<0.01	2桁	同2桁
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環告第64号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
アルキル水銀化合物	環告第64号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
ポリ塩化ビフェニル	環告第64号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
ほう素及びその化合物	環告第64号	mg/L	0.2	<0.2	2桁	同1桁
ふつ素及びその化合物	環告第64号	mg/L	0.8	<0.8	2桁	同1桁
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	環告第64号	mg/L	2	<2	3桁	整数
チウラム	環告第64号	mg/L	0.006	<0.006	2桁	小数点以下3桁
シマジン	環告第64号	mg/L	0.003	<0.003	2桁	同3桁
チオベンカルブ	環告第64号	mg/L	0.02	<0.02	2桁	同2桁
セレン及びその化合物	環告第64号	mg/L	0.01	<0.01	2桁	同2桁
1,4-ジオキサン	環告第64号	mg/L	0.05	<0.05	2桁	同2桁
トリクロロエチレン	環告第64号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
テトラクロロエチレン	環告第64号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
四塩化炭素	環告第64号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
ジクロロメタン	環告第64号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
1,2-ジクロロエタン	環告第64号	mg/L	0.004	<0.004	2桁	同3桁
1,1,1-トリクロロエタン	環告第64号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
1,1,2-トリクロロエタン	環告第64号	mg/L	0.006	<0.006	2桁	同3桁
1,1-ジクロロエチレン	環告第64号	mg/L	0.02	<0.02	2桁	同2桁
シス-1,2-ジクロロエチレン	環告第64号	mg/L	0.04	<0.04	2桁	同2桁

1, 3-ジクロロプロパン	環告第64号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
ベンゼン	環告第64号	mg/L	0.01	<0.01	2桁	同2桁
窒素含有量	環告第64号	mg/L	0.1	<0.1	2桁	同1桁
燐含有量	環告第64号	mg/L	0.02	<0.01	2桁	同2桁
電気伝導率	日本産業規格K0102 12	mS/m	0.1	<0.1	2桁	同1桁
塩化物イオン	日本産業規格K0102 32	mg/L	2	<2	3桁	整数
ニッケル含有量	日本産業規格 K0102 59	mg/L	0.01	<0.01	2桁	小数点以下2桁
ダイオキシン類	日本産業規格 K0312	pg-TEQ/L	0	0	2桁	—

○ 河川水

分析項目	分析方法	表示方法				
		単位	報告下限値	報告下限値未満の記載	有効数字の最大桁数	有効数字の最小の位
ふつ素	環告第59号	mg/L	0.08	<0.08	2桁	小数点以下2桁
ほう素	環告第59号	mg/L	0.02	<0.02	2桁	同2桁

○ 放射能

分析項目	分析方法	表示方法				
		単位	報告下限値	報告下限値未満の記載	有効数字の最大桁数	有効数字の最小の位
セシウム134	ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定する方法	水質 : Bq/L 底質 : Bq/kg 排ガス : Bq/m ³ 浮遊じん : mBq/m ³	1	<1	2桁	整数
セシウム137			1	<1	2桁	整数

○地下水

分析項目	分析方法	表示方法				
		単位	報告下限値	報告下限値未満の記載	有効数字の最大桁数	有効数字の最小の位
水素イオン濃度	環告第64号	—	—	—	—	小数点以下1桁
浮遊物質量	環告第64号	mg/L	1	<1	2桁	整数
カドミウム	環告第10号	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下4桁
全シアン	環告第10号	mg/L	0.1	<0.1	2桁	同1桁
鉛	環告第10号	mg/L	0.005	<0.005	2桁	同3桁
六価クロム	環告第10号	mg/L	0.01	<0.01	2桁	同2桁
砒素	環告第10号	mg/L	0.005	<0.005	2桁	同3桁
総水銀	環告第10号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
アルキル水銀	環告第10号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
ポリ塩化ビフェニル	環告第10号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
ほう素	環告第10号	mg/L	0.02	<0.02	2桁	同2桁
ふつ素	環告第10号	mg/L	0.08	<0.08	2桁	同2桁
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環告第10号	mg/L	0.2 (各0.1)	<0.2 (各0.1)	2桁	同1桁
チウラム	環告第10号	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	同4桁
シマジン	環告第10号	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	同4桁
チオベンカルブ	環告第10号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
セレン	環告第10号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
1, 4-ジオキサン	環告第10号	mg/L	0.005	<0.005	2桁	同3桁
トリクロロエチレン	環告第10号	mg/L	0.001	<0.001	2桁	同3桁
テトラクロロエチレン	環告第10号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
四塩化炭素	環告第10号	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	同4桁
ジクロロメタン	環告第10号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
1, 2-ジクロロエタン	環告第10号	mg/L	0.0004	<0.0004	2桁	同4桁
1, 1, 1-トリクロロエタン	環告第10号	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	同4桁
1, 1, 2-トリクロロエタン	環告第10号	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	同4桁
1, 1-ジクロロエチレン	環告第10号	mg/L	0.002	<0.002	2桁	同3桁
1, 2-ジクロロエチレン (シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン)	環告第10号	mg/L	0.004 (各0.002)	<0.004 (各<0.002)	2桁	同3桁
1, 3-ジクロロプロペン	環告第10号	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	同4桁
ベンゼン	環告第10号	mg/L	0.001	<0.001	2桁	同3桁
クロロエチレン	環告第10号	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	同4桁
電気伝導率	日本産業規格 K0101_12	mS/m	0.1	<0.1	2桁	同1桁
塩化物イオン	日本産業規格 K0101_32	mg/L	2	<2	3桁	整数

特定廃棄物埋立処分施設 処理水、放流水

調査項目	管理目標	単位	根拠等
1 水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	—	
2 生物化学的酸素要求量	20以下	(mg/L)	
3 化学的酸素要求量	20以下	(mg/L)	
4 浮遊物質量	10以下	(mg/L)	
5 大腸菌群数	3000以下	(個/cm ³)	
6 かドミウム及びその化合物	0.03以下	(mg/L)	
7 シアン化合物	0.5以下	(mg/L)	
8 有機燐化合物	1以下	(mg/L)	
9 鉛及びその化合物	0.1以下	(mg/L)	
10 六価クロム化合物	0.2以下	(mg/L)	
11 硒素及びその化合物	0.1以下	(mg/L)	
12 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	(mg/L)	
13 アルキル水銀化合物	検出されないこと	(mg/L)	
14 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	(mg/L)	
15 トリクロロエレン	0.1以下	(mg/L)	
16 テトラクロロエレン	0.1以下	(mg/L)	
17 1,1,1-トリクロロエタ	3以下	(mg/L)	
18 ジクロロメタン	0.2以下	(mg/L)	
19 四塩化炭素	0.02以下	(mg/L)	
20 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	(mg/L)	
21 1,1-ジクロロエレン	0.2以下	(mg/L)	
22 シス-1,2-ジクロロエレン	0.4以下	(mg/L)	
23 1,1,2-トリクロロエタ	0.06以下	(mg/L)	
24 1,3-ジクロロプロパン	0.02以下	(mg/L)	
25 チウラム	0.06以下	(mg/L)	
26 シマジン	0.03以下	(mg/L)	
27 チオベンカルブ	0.2以下	(mg/L)	
28 ベンゼン	0.1以下	(mg/L)	
29 セレン及びその化合物	0.1以下	(mg/L)	
30 ふつ素及びその化合物	8以下	(mg/L)	
31 ほう素及びその化合物	10以下	(mg/L)	
32 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下	(mg/L)	「『排水基準を定める省令』で定める排水基準」、「『福島県生活環境の保全等に関する条例』で定める排水指定事業場排水基準」、「『福島県産業廃棄物処理指導要綱』で定める排水基準」、「『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』で定める技術上の基準」のうち最低値
33 1,4-ジオキサン	0.5以下	(mg/L)	
34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1 以下 (鉱 油 類) 10 以下(動植物油脂類)	(mg/L)	
35 フェノール類含有量	1以下	(mg/L)	
36 銅含有量	1以下	(mg/L)	
37 亜鉛含有量	2以下	(mg/L)	
38 溶解性鉄含有量	10以下	(mg/L)	
39 溶解性マンガン含有量	10以下	(mg/L)	
40 クロム含有量	2以下	(mg/L)	
41 硫素含有量	15以下	(mg/L)	
42 燃含有量	16以下	(mg/L)	
43 電気伝導率	-	(mS/m)	
44 塩化物イオン	-	(mg/L)	
45 ニッケル含有量	2以下	(mg/L)	
46 色度	-	(度)	
47 ダイオキシン類	10以下	(pg-TEQ/L)	

特定廃棄物埋立処分施設 地下水

調査項目	管理目標	単位	根拠等
1 水素イオン濃度	—	—	
2 浮遊物質量	—	(mg/L)	
3 カドミウム	0.003以下	(mg/L)	
4 全シアン	検出されないこと	(mg/L)	
5 鉛	0.01以下	(mg/L)	
6 六価クロム	0.02以下	(mg/L)	
7 硫素	0.01以下	(mg/L)	
8 総水銀	0.0005以下	(mg/L)	
9 アルキル水銀	検出されないこと	(mg/L)	
10 PCB	検出されないこと	(mg/L)	
11 トリクロロエチレン	0.01以下	(mg/L)	
12 テトラクロロエチレン	0.01以下	(mg/L)	
13 1,1,1-トリクロロエタン	1以下	(mg/L)	
14 ジクロロメタン	0.02以下	(mg/L)	
15 四塩化炭素	0.002以下	(mg/L)	
16 クロロエチレン	0.002以下	(mg/L)	
17 1,2-ジクロロエタン	0.004以下	(mg/L)	
18 1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	(mg/L)	
19 1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	(mg/L)	
20 1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	(mg/L)	
21 1,3-ジクロロプロパン	0.002以下	(mg/L)	
22 チラム	0.006以下	(mg/L)	
23 シマジン	0.003以下	(mg/L)	
24 チオベンカルブ	0.02以下	(mg/L)	
25 ベンゼン	0.01以下	(mg/L)	
26 セレン	0.01以下	(mg/L)	
27 ふつ素	0.8以下	(mg/L)	
28 ほう素	1以下	(mg/L)	
29 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	(mg/L)	
30 1,4-ジオキサン	0.05以下	(mg/L)	
31 電気伝導率	-	(mS/m)	
32 塩化物イオン	-	(mg/L)	

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(告示第10号)

特定廃棄物埋立処分施設 河川水

調査項目	管理目標	単位	根拠等
1 ふつ素	0.8以下	(mg/L)	
2 ほう素	1以下	(mg/L)	「水質汚濁に係る環境基準」(告示第59号)

○放射能濃度関係(Cs-134,Cs-137)

調査項目	管理目標	単位	根拠等
1 大気浮遊じん	$\frac{\text{Cs}-134}{20} + \frac{\text{Cs}-137}{30} \leq 1$	Bq/m ³	周辺の大気中の濃度限度
2 地下水、河川水	10以下	Bq/L	水道水に準じた管理目標値(Cs-134とCs-137の合算値)
3 処理水、放流水	$\frac{\text{Cs}-134}{60} + \frac{\text{Cs}-137}{90} \leq 1$	Bq/L	公共の水域の濃度限度